

令和3年度
U・Iターン促進キャンペーン事業業務委託

企画コンペ実施要領

令和3年5月
岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度U・Iターン促進キャンペーン事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、企画コンペに応募しようとする者（以下「応募者」という。）が、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

令和3年度U・Iターン促進キャンペーン事業業務 一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日まで

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないとき認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあること。

(3) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 予算額

19,910,000円以内（消費税10%込）

2 応募者の資格要件等

応募者は、下記に掲げる企画コンペ応募資格の要件（以下「応募資格」という。）を全て満たす者とする。

〔応募資格〕

(1) 組織構成等

法人その他の団体（法人格の有無は問いません。）であること。

ア 個人では参加できないこと。

イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも応募できること。

ウ 単独で応募する団体は、他のグループの構成団体となって応募することはできないこと。

エ グループで応募する団体は代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めないこと。

(2) 応募者の資格要件

ア 本業務の実施に必要な組織体制が確保されている又は事業開始までに確保される見込みであり、過去5年間に、本業務と同種の情報誌の制作及び販売について実績を有する者であること。

イ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。

カ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

ク 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日付け出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

ケ 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日付け建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日付け建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日付け出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（岩手県庁 2 階）

所在地：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5588 F A X：019-629-5589

電子メールアドレス：AE0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。

トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 上右端「県政情報」> 「入札・コンペ・公募情報」> 「コンペ」> 「コンペ参加者募集情報」

※ 郵便での配布は行いません。

※ 実施要領等は、県のホームページから取得（ダウンロード）してください。

※ 実施要領等に係る説明会は実施しません。

資料 1	企画コンペ実施要領（本書）
資料 2	業務仕様書
資料 3	企画提案書作成要領
資料 4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 **令和 3 年 6 月 1 日（火）午後 5 時まで**

イ 受付場所 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

（連絡先は上記「3（1）担当課」を参照）

- ウ 提出方法 **【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。
- エ 回答方法 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 **令和3年6月3日(木)**

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 提出書類 下記のとおり。

- ・ **【様式 1-2】参加資格確認申請書**
- ・ **【様式 1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績**

- イ 提出期限 **令和3年6月4日(金)【必着】**
- ウ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- オ 確認結果 参加資格の確認結果は、**令和3年6月8日(火)まで**にメール等により通知する。
- カ 留意事項
- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
 - ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
 - ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して、文書(様式任意)により、その理由の説明を求められることができる。

- ア 提出期限 **令和3年6月9日(水)午後5時【必着】**
- イ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
(連絡先は上記「3(1) 担当課」を参照)
- ウ 提出方法 任意様式(Wordファイル等)に記入の上、電子メールに添付又はFAXにより提出すること。持参又は送付により提出すること。
- エ 回 答 県は、説明を求められたときは、**令和3年6月10日(木)**までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

応募者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

- ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出期限 **令和3年6月11日(金)〔必着〕**
- ウ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当
(所在地等は前頁「3(1)担当課」を参照)
- エ 提出方法 持参又は郵送による。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- オ 提案は、応募者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない(軽易なものを除く)。
- カ その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画コンペ参加の辞退

上記「(4)参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式 1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、**令和3年6月11日(金)午後5時まで〔必着〕**に、3(1)まで持参または郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

(9) 企画提案に際しての留意事項

ア 失効又は無効

次のいずれかに該当する場合は、当該申請は失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- (イ) 提出した書類に民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案・記載したとき。
- (ウ) 提出した書類が誤字、脱字等により必要事項が確認できないとき。
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (オ) 本募集要項に違反すると認められるとき。
- (カ) 応募資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

イ 応募書類の取扱い

- (ア) 応募者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属すること。
- (イ) 提出された応募書類は返却しないこと。
- (ウ) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 費用負担

応募に係る経費は、すべて応募者の負担とすること。

エ 情報公開

応募書類は、情報公開の請求により開示する場合があること。

オ その他

(ア) 応募書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

(イ) 応募資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

応募者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

なお、企画提案書等の内容が、「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定） 令和3年6月17日（木）又は6月21日（月）

（日時等詳細は別途通知）

イ 開催場所（予定） 盛岡市内

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、応募者から提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び録画媒体の使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出の際にくじで決定する。なお、くじを引かない者及び郵送により提出した者があるときは、これに代えて、当該企画コンペの事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり40分（説明20分、質疑応答20分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(エ) 応募者が5者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、応募者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインを活用した選考委員会の実施とする可能性がある。その場合は別途通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各応募者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 苦情申し立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月5日岩手県告示第215号）」により、岩手県政府調達苦情検討委員会（連絡先 岩手県出納局 電話番号 019-629-5990）に対して苦情を申し立てることができる。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 落札者等の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

7 公正な企画コンペの確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と応募意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

[参考：本企画コンペに関するスケジュール]

① 公告	5月18日（火）
② 「実施要領等に関する質問票」提出期限	6月1日（火）
③ 質問事項に対する最終回答	6月3日（木）
④ 「企画コンペ参加届出書」提出期限	6月4日（金）
⑤ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限	6月11日（金）
⑥ 「企画提案書」等提出期限	6月11日（金）
⑦ 企画提案の審査（プレゼンテーション）	6月17日（木）又は6月21日（月）
⑧ 受託候補者決定	6月下旬
⑨ 受託予定者見積書提出	6月下旬
⑩ 委託契約締結	6月下旬